

天

参考2



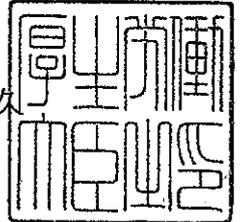
厚生労働省発基1209第5号

平成27年12月9日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「労働者災害補償保険法施行令の一部を改正する政令案要綱」について、  
貴会の意見を求める。

労働者災害補償保険法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 本則

労働者災害補償保険法別表第一第二号の政令で定める率のうち傷病補償年金及び傷病年金に係る率について、〇・八八とすること。

第二 附則

- 一 この政令は、平成二十八年四月一日から施行すること。  
(附則第一項関係)
- 二 この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。  
(附則第二項関係)